

倉敷市水道局郵便入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道局（以下「局」という。）が発注する業務委託、修繕、物品の売買及び賃貸借等における郵便による一般競争入札及び指名競争入札（以下「郵便入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の通知)

第2条 郵便入札に付すときは、該当者に対して、所定の入札説明書をFAXにより送付するものとする。

(入札書等の提出方法)

第3条 入札説明書を受領し、郵便入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の点に留意し、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、入札書等を水道総務課あてに郵送しなければならない。ただし、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ないと認める場合は、持参も認めるものとする。

- (1) 入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒（以下「内封筒」という。）に入れ、封緘をすること。
- (2) 前項の内封筒を、郵送用の封筒（以下「入札書郵送用封筒」という。）に入れ、「入札書在中」と明記し、所在地、会社名（入札者と同じとすること。）を記載すること。ただし、持参の場合は、入札書郵送用封筒は不要とし、内封筒に「入札書在中」と明記し、所在地、会社名を記載すること。
- (3) 入札書郵送用封筒は、入札書到着期限までに到着するように郵送すること。
- (4) 一旦郵送又は持参提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 入札書郵送後又は持参提出した後においても、入札執行（開札）までの間は入札辞退を認めるものとする。
- (6) 入札書が到着期限までに到着しなかった場合は、当該入札を棄権したものとみなす。
- (7) 複数の案件を一つの封筒に封入し郵送する場合は、一つの案件ごとに一つの内封筒を使用し、全ての案件の最も早い入札書到着期限までに到着するように郵送すること。

(開札)

第4条 指定期日までに提出された入札書の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、職員2人を立ち合わせて執行するものとする。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 指名競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留、簡易書留、特定記録郵便及び持参提出以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 入札書郵送用封筒に記載した差出人名と同封された入札書の入札者名が相違する入札
- (9) 入札書郵送用封筒に差出人名が記載されていない入札
- (10) 入札説明書において、入札書以外の提出物の提出を求められた場合において、指定された期限までに指示された提出物の提出がない者がした入札
- (11) 一つの内封筒に複数の入札書を同封し提出した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札結果の公表)

第6条 落札者の決定後においては、速やかに次に掲げる事項を局のホームページ等に掲載して閲覧に供するものとする。

- (1) 入札者名及び入札金額
- (2) 落札者名及び落札金額

(落札者への通知)

第7条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(再度入札)

第8条 1回目の入札が不調となった場合の2回目の入札は、1回目の入札参加者に再度、入札説明書をFAXにより送付する。

(入札の延期等)

第9条 管理者は、郵便入札において事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月7日から施行する。

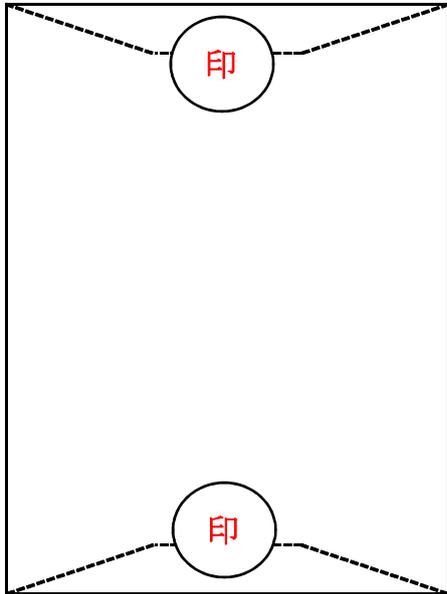
附 則

この要領は、令和6年12月24日から施行する。

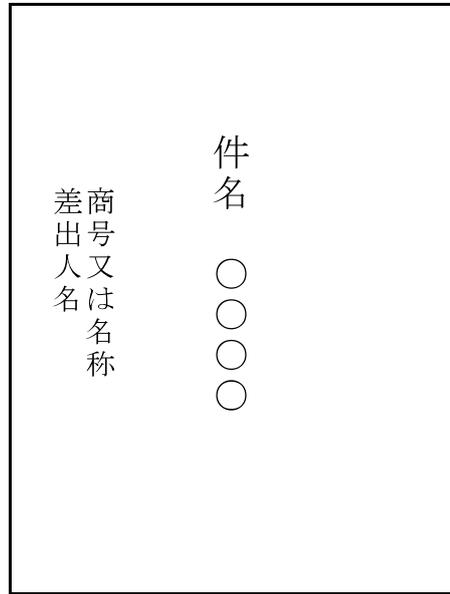
封筒記入例

内封筒 ※ 入札書を入れる封筒です。（持参提出の場合は「入札書在中」と住所を明記）

裏

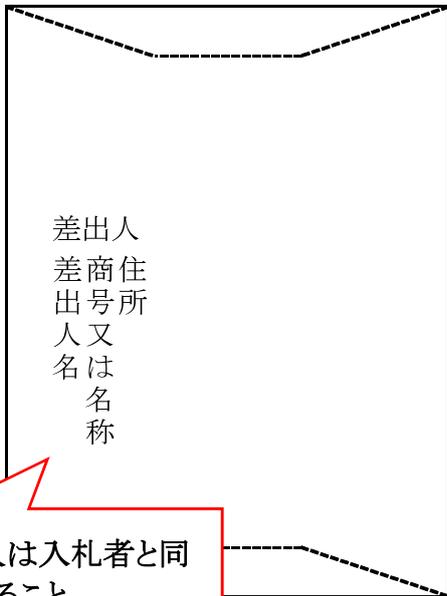


表

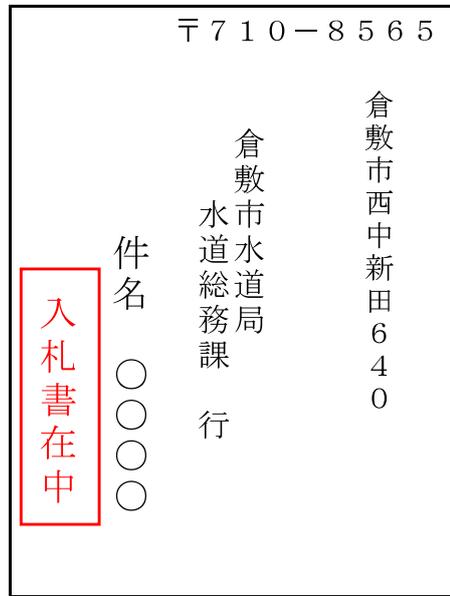


入札書郵送用封筒 ※ 内封筒を入れる封筒です。（持参提出の場合は不要）

裏



表



差出人は入札者と同
一となること。

郵送方法は一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限ります。

※内封筒に入っていない入札書は失格とします。